

●授業料免除（入学料免除を含む。）に関するよくある質問●

Q 1. 申請資格にはどのようなものがありますか。

A 1. 学部・大学院の正規生のみ（科目等履修生や研究生は不可）で、現職教員や国費外国人留学生を除く者です。そのうち、家計基準と学力基準の両方を充たした者が免除の対象になります。ただし、免除可能額に限りがありますので、基準を満たしていても免除が認められない場合もあります。

Q 2. 授業料免除申請での「世帯」とはどのような人が該当しますか。

A 2. 同一生計内の世帯全員で、「同一生計」とは、別居・同居を問わず「生計を一にする」ことです。具体的には、父母等と同居する家族全員と、別居の場合でも就学や病気療養のために一時別居している家族が該当します。例えば申請者の兄が勤務しており、父母等と生活費等を別にしていても、父母等と同居している場合は「世帯」に含まれます。

Q 3. 父が去年の途中に転職し、前職と収入が減少することが確実な場合、収入についてどのような書類を提出する必要がありますか。

A 3. 現在の勤務先で「年収見込証明書」を発行してもらってください。勤務先が発行してくれない場合は、最新3か月分の給与明細書のコピーを提出してください。
なお、給与明細書のコピーを提出した場合のボーナス等の計算については、指定の方法により算出します。

Q 4. 入学料免除と授業料免除の両方を申請する場合、市役所等で発行される証明書類（住民票、所得証明書等）はそれぞれに原本を添付しなければいけませんか。

A 4. どちらか一方が原本であれば、もう一方はコピーでも構いません。